

葬祭組合告示第5号

平成21年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年7月15日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成21年7月23日(木)午後2時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

3. 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

平成21年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成21年7月23日(木曜日)午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番 及川俊子君(副議長)	四街道市議会選出
2番 冨塚忠雄君	佐倉市議会選出
3番 桐生政広君	佐倉市議会選出
4番 蕨和雄君(議長)	佐倉市長
5番 小池正孝君	四街道市長
6番 市橋誠二郎君	四街道市議会選出
7番 原義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久君	酒々井町長
会 計 管 理 者	菊間利和君	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁君	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏君	

○会期

平成21年7月23日(木曜日) 1日

○議事日程

平成21年7月23日(木曜日)午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

## 開会の宣告

午後2時00分 開会

- 議長（藤 和雄君） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成21年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。
- 

## 諸般の報告

- 議長（藤 和雄君） 日程第1、諸般の報告を行います。

佐倉市選出の望月清義議員及び森野正議員より平成21年5月15日付をもって辞職願が提出され、同日これを許可いたしました。これにより欠員が生じたので、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組規約第6条第2項の規定によりまして補欠選挙を行ったところ、冨塚忠雄議員及び桐生政広議員が平成21年5月15日付で当選されましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

## 議席の指定

- 議長（藤 和雄君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回当選されました冨塚忠雄議員及び桐生政広議員の議席は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、冨塚忠雄議員の議席は2番に、桐生政広議員の議席は3番に指定いたします。

---

## 会議録署名議員の指名

- 議長（藤 和雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、冨塚忠雄議員、原義明議員の両名を指名いたします。

---

## 会期の決定

- 議長（藤 和雄君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

## 議案の上程

- 議長（藤 和雄君） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久君） はい、議長。

○議長（藤 和雄君） 小坂泰久管理者。

○管理者（小坂泰久君） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成21年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

また、先ほど議長報告にもございましたように、このたびの組合議員の改選に伴い、新たに佐倉市議会より富塚忠雄議員、桐生政広議員をお迎えしての議会であり、今後のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

ただいまから本臨時会に提案いたしました議案3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、平成21年6月期の期末勤勉手当の支給率を、0.2月分を暫定的に引き下げる内容で、構成市町も同様に実施することとなりました。これに伴う職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これをご報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成20年の人事院勧告に準拠した内容で、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例について、国、県と同様に所要の規定を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案第2号と同様に平成20年の人事院勧告に準拠した内容で、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例について、国、県と同様の所要の規定を改正しようとするものでございます。

以上概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（藤 和雄君） 続いて、事務局長から議案の補足説明をいたさせます。

○事務局長（石井八仁君） はい、議長。

○議長（藤 和雄君） 石井八仁君。

○事務局長（石井八仁君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。お手元の議案第1から3号の資料に基づきましてご説明いたします。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。議案第1号の資料、専決処分の承認を求めることについて。

1、専決処分の理由等でございますが、平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査を踏

まえて、人事院勧告が5月1日に、千葉県人事委員会勧告が5月15日にございました。この勧告は、平成21年6月期の期末勤勉手当の支給率を一般職で0.2か月分を暫定的に引き下げる内容で、勧告と同様に、各自治体も実施することになったものでございます。この措置に係る給与条例の改正をし、公布をする処理等は5月中に要するものでございました。したがって、構成市町の議会等の日程により、時間的余裕がなく、明らかに議会招集の日程調整が困難なため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2の専決処分の内容でございますが、(1)の専決処分事項です。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

(2)の専決処分に係る改正内容でございます。平成21年6月期の期末勤勉手当に関する特例措置、下の表にございますとおり、一般職の期末手当を1.4月から1.25月に改める。勤勉手当を0.75月から0.70月に改める。6月期合計といたしまして2.15月を1.95月に改めたものでございます。

の施行期日は、公布の日から施行するものと規定し、平成21年5月29日に公布をいたしました。

(3)の専決処分日が平成21年5月22日でございます。

3におきましては、当該議案に係る各市町及び近隣組合の状況を記載してございます。

次のページにつきましては、関係法令を記載してございます。次の2ページですが、こちらは条例の新旧対照表をつけてございます。変わりましたところは、2ページの一番最後のところで、附則の部分ですが、ここが改正になっております。

続きまして、3ページの議案第2号の資料に移りたいと思います。職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

制定理由。平成20年の人事院勧告に準拠した内容で、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組職員の育児休業に関する条例について、国、県と同様に、所要の規定を改正しようとするものでございます。

改正概要・主な改正内容でございますが、まず(1)番目としまして、一般職員の勤務時間の短縮でございます。1週間当たりの勤務時間を38時間45分、1日当たり7時間45分にしようとするものでございます。

次に、短時間勤務職員の勤務時間の短縮でございます。一般職員の勤務時間の短縮に伴い、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等の短時間勤務職員の勤務時間を短縮するためでございます。

(3)関連する休憩時間、育児短時間勤務職員等の時間外勤務手当の改正、勤務時間の短縮に伴う改正をするためでございます。

3、条例の主な改正内容でございます。下の表でございますが、下記以外の職員と記載してございますが、これが一般的な職員でございます。1週間当たり38時間45分、1日につき7時間45分でございます。現在は1週間当たり40時間、1日につき8時間の勤務体制でございます。

次の再任用短時間勤務職員については、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内、1日につき7時間45分を超えない範囲内、今までは1週間当たり16時間から32時間までの範囲内、1日につき8時間を超えない範囲内でございます。任期付短時間勤務職員につきましては31時間までの範囲内、1

日につき7時間45分を超えない範囲内、今までは32時間までの範囲内、1日につき8時間を超えない範囲内ということです。育児短時間勤務職員については、1週間当たりの勤務時間を から までの間の時間となります。今までは1週間当たりの勤務時間は から までの時間でした。

次のページでございますが、(2)の休憩時間でございます。休憩時間は、1日の勤務時間が7時間45分、現在は8時間でございますが、を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとあります。

(3)育児短時間勤務職員等の時間外勤務手当、育児短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務職員が時間外勤務をした時間のうち時間外勤務手当の支給割合を100分の100とする勤務は、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務とする。7時間45分を超えた時間に係る当該手当の支給割合は100分の125とするということになります。

4、葬祭組合における休憩時間の運用。昼の休憩時間の延長でございます。勤務時間条例の一部改正後においては、昼の職員の休憩時間を従来行っていた45分から1時間に延長することによりまして、平常時間、現在5時15分ですが、それは変更せずに勤務時間を短縮することを予定しております。

(2)休憩時間の交代制は維持します。斎場業務の対応として、従前から昼休みとしての休憩は午前11時半から午後2時までの間で、職員間で交代して、弾力的に運用しております。この運用は改正後も現行のとおり実施する予定でございます。

5番の施行期日でございますが、平成21年8月1日から施行しようとするものでございます。

6番については、関係法令の抜粋を記載してございます。

ずっと3ページほどめくっていただきまして、7ページの1でございますが、こちらについて職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表を併記してございます。それについては、また後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思っております。議案第3号の資料でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。1、制定理由。議案第2号同様に、平成20年の人事院勧告に準拠した内容で、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例について、国、県と同様に、所要の規定を改正しようとするものでございます。

2、改正概要・主な改正内容でございますが、(1)地域手当の削減、地域手当の支給率を現行の8%から7%に削減するためです。

(2)こちらについては2号議案においてもご説明申し上げましたが、短時間勤務職員の時間外勤務手当の規定の改正に2号議案も同じように該当いたしますので、この勤務時間条例改正に伴いまして、1日当たりの勤務時間を8時間から7時間45分にしようとするものでございます。

3の施行期日は、平成21年8月1日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

それから、お手元に追加資料ということで、A4の資料1枚が置いてあると思っておりますが、議案第2号・第3号資料(追加資料)と記載してございます。こちらの3市町の勤務時間、それから地域手当の状況等を記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長(藤 和雄君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 2番、富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) 2番の富塚でございますけれども、まず議案第1号について質問したいと思います。

職員の方々の賃金が減るというふうな状況でございますけれども、公務員給与で、そんなにいい生活をしているわけではないので、これ減らすというのは、大変なことかなというふうに思っているのです。

それで、現在の職員の方々の給与ベースに合わせたときに、幾らぐらい減るのですか。

○事務局長(石井八仁君) はい、議長。

○議長(藤 和雄君) 事務局長。

○事務局長(石井八仁君) 幾らぐらいというか、この0.2か月ですと、ほぼ10%減という考え方になります。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) 例えば、名前を言う必要はないが、どなたかの例を出しながら、幾ら減るというふうな、そういう説明はないですか。

○事務局長(石井八仁君) はい、議長。

○議長(藤 和雄君) はい、事務局長。

○事務局長(石井八仁君) 議員さんも言われますが、職員によって給与が違うわけですが、一応5万から10万ほどの減額となります。大体100万ぐらいもらっている方は10万減という形になっております。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) これは、佐倉の議会の際にも主張したのですけれども、ちょうど定額給付金が1万2,000円という形で出てきたわけですね。これは、地域の産業活性化と商店の活性化というふうなことで出すというふうになったわけですね。これもそうやっているのですからね。もらったという話ではなくて、当然入ってきたという話も出ると思うのですけれども、ただ、それから考えていくと、この期末手当の0.2か月の減というのは、僕は地域に対する使うお金が、公務員の方々は使わなくなるから、逆に地域活性化の足を引っ張るというふうにならないだろうかというふうに思うのですけれども、その認識はどういうふうになっているのですか。

○事務局長(石井八仁君) はい。

○議長(藤 和雄君) 事務局長。

○事務局長(石井八仁君) 実際おっしゃるとおり、収入が減れば、支出のほうも自然に減っていくものと考えておりますけれども、この件につきましては一応人事委員会の勧告に沿って専決させていただいたというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) 要するに、職員の方々、退職金等も含めてと思うのですけれども、その生活設計を立てながらやっているはずですよ。それで、よもや0.2か月の期末手当が減るというふうに思って



いて生活しているわけではない。だから生活については計画性が今度失われるというようなこと、それからこれからの若い層についても生活設計がすごく立てにくいという状況を生み出すのではないかと  
いう気がしているのです。ですから、その部分に対して、当局側については、そのような大きい、大勢  
の職員ではないのですけれども、しかし職員の生活守っているというふうな観点からいくと、やっぱり  
問題がありやしないかというふうに考えておりますので、その辺についてはどういふふうにお考えです  
か。

○事務局長（石井八仁君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 事務局長。

○事務局長（石井八仁君） 確かに通年を通して、各職員もいろいろそういうローンを組んだりとか、い  
ろいろ計画的に支出を考えているとは思いますが、今回のこの件については、民間企業等の調査  
に基づいて、民間企業も減っているという状況に合わせたものでございますので、その勧告に基づいて  
専決したというものでございます。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） 要望しておきますけれども、これは人事院勧告と県の人勤というふうな形になっ  
ていますけれども、しかしそれはやっぱりそれぞれの職員の方々は、今も給料ベースとか期末手当を考  
えながら生活設計を立てているわけですから、これはやっぱり民間の調査結果ということではなくて、  
公務員は公務員のあり方の問題だろうと思っているのです。だから、民間がよかったときに、では公務  
員の生活というのはそんなに上がっていない。それで公務員だけバッシングするのはおかしいと僕は思  
っていますので、これはどうしようもないなというふうには思いますけれども、しかしそういう気持ち  
で、対策含めて職員の方々に接していただきたいし、やっぱり生活の関係からいけばきつくなってきて  
いるわけですから、そういうふうな相談も含めて、やっぱり対処をしていただきたいということを僕は  
強く要望したいというふうに申しておきます。

それから、2点目いいですか。

○議長（藤 和雄君） はい。

○2番（富塚忠雄君） 第2号の議案でありますけれども、勤務時間の改正です。これは、元に戻るから、  
僕はいいことかなと思っているけれども、4ページにある、施行期日の21年8月1日が施行というふう  
になっているのです。それで、佐倉市はここにもあるように、既に改定済みです。4月1日から1時間、  
昼の1時間勤務に戻してあるのです。ですから、こういったあれでいくと、四街道さん、酒々井さんは  
まだというふうなことなのかな。これは、いつからかわからないのですよね。あそこに書いてあるのは  
ね。そう思うのですね。ただ、だからといって、当組合のほうは8月1日からというのは、本当、これ  
こそ専決してもよかったのではないかとこのように思っているのだけれども、これはいかがですかね。

○事務局長（石井八仁君） はい。

○議長（藤 和雄君） 事務局長。

○事務局長（石井八仁君） こちらにつきましても、専決処分というのはなるべくできる限りやらないほ  
うがいいと考えておりますので、議会で承認していただいた後やるものと、条例改正等についてもやる  
ものと考えております。今回につきましては、これ近隣組合、ここで言いますと清掃組合、衛生組合等  
とも話をいたしまして、同じような対応をとるということで、議会終了後に、8月1日から施行すると

いうことでお願いするものでございます。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) 僕らも専決処分でやるなというふうに言っていますから、それはそうなのだけれども、しかしこういう近隣との関係でいくと、既に佐倉市がここに入ってきている、4月1日から既に入ってきている。十分配慮しているというような状況の中で、佐倉市から派遣されている職員さん1人いますけれども、そのバランスが崩れているのですよね、要するに。これは地域手当の問題含めてありますけれども、そういうところはどうかということなのです。それは、派遣がこうだからということやってきているということについては、これはこういうものこそ早目に決断すればいいのではないですか、労働条件の改善ですから。そういうふうに思うのですけれどもね。そのようなバランスの問題というのは、どういうふうに考えているのですか。

○事務局長(石井八仁君) はい。

○議長(藤 和雄君) 事務局長。

○事務局長(石井八仁君) この葬祭組合におきまして、佐倉市さん、それから四街道市さん、それから酒々井町からも派遣職員が来ているわけですが、その辺の絡みがございますけれども、一応この組合としましてここに勤務している以上は、その組合のほうにのっとって勤務していただきたいということと、それから先ほども申しましたけれども、なるべくそういう専決等は必ず議会で承認していただいた後、改正したいということで、この会議がこし最初の会議でございますので、ここで承認していただいて、対応させていただきたいということで考えております。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) 二度とも専決処分はやりたくないという話ですから、これからもそういうふうによろしくお願ひしたいというふうに思っております。

3号議案ということなのですけれども、これまた地域手当の現行の8から7にするというふうな状況ですけれども、佐倉市の場合は、もうほかの議員の方が言っていますから、言わないですけれども、当局は8から7というふうに出しましたけれども、組合との話で7.5にしたというふうな状況がありました。ところが、今回提案のやつはずばり7にしたというような提案ですよ。ですから、地域手当という意味合いは、どういう意味合いを指すのかということについて、当局はどのような意味を。

○事務局長(石井八仁君) はい。

○議長(藤 和雄君) 事務局長。

○事務局長(石井八仁君) 地域手当というのは、その給与面におきまして、そういう各地域における差を減らして、その実際の価値を均等にしようとするものだと考えておりますけれども、今回はこれにつきましても8月1日から7%にするということで行いましたが、現在、ですから8月1日までは8%で給与また賞与等もいただいております。その後は7%ということで、これは人事院勧告のその勧告に従って準拠して決めるということに対応しようとするものでございます。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) これは、運用の仕方のできるのですよね。要するに、だから佐倉市が8のところ

を7で提案したけれども、組合の関係で7.5になったと。0.5付加したというふうに話がありましたけれども、そのようになりましたよね。これは別に7%にするのは、あれでしょう、22年度からなのでしょう。違うの。

○事務局長（石井八仁君） はい。

○議長（藤 和雄君） 事務局長。

○事務局長（石井八仁君） これは、今年度から、人事院勧告で8月1日から施行するというものがございます。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） だから、要するに何故急に1%まず下げちゃうのかということですね。要するに、さっきも言ったように、その期末手当が0.2か月減って、また地域手当も減っていくと。少なくとも、佐倉市が7.5といたら、そこで抑えながら、少し頑張っていって、それで来年から7というふうな方法だってできなくてしょう。それは工夫でしょう。佐倉市ができて、この組合ができないという話ではない。まして外の、構成している各組合議会ありますけれども、その点諮ったという話ね、これは当局側がそう諮ったわけであって、外で、組合議会、あれも下げるだろう、これも一緒だろうというふうに、あそこの清掃組合がそうだから、それぞれこういうあれだと思っていますけれども、ですから何でそういうふうなことを勧告してあげるといようなことが頭の中に入れないのかという感じがするのです。全部国のせいだからって、いいかということで、どうなのですか。その辺の決意はどうか。決意といたら、管理者に聞くしかないのかな。

○管理者（小坂泰久君） はい。

○議長（藤 和雄君） 管理者。

○管理者（小坂泰久君） 一応、非常に断腸の思いのところはあると思いますが、近隣の組合とも相談してということもございますので、何分にもご了承のほうをいただきたいと思います。よろしく願います。

○2番（富塚忠雄君） 議長。

○議長（藤 和雄君） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄君） 管理者はご了承いただきたいという話なのですが、いずれにしてもそういう生活をしてきている、今の大変な生活をしてきているという職員の気持ちを、僕はやっぱり判断していくのが一つの大切なポイントなのですよね。それで、要するに気持ちよく働いてもらおうと、そういうのを見ると、やっぱり考えなくてはいけないだろうと、こういう世知辛い世の中ですから、すべて減らしておいていいというふうな形にならないのだろうというふうに思うのですよね。

それからもう一点ですけれども、先ほど1号議案とダブリなのですが、この減ったお金、0.2か月削減と、この地域手当が1%減りますからね、これで減ったお金というのが、何に使うのですか。

○事務局長（石井八仁君） はい。

○議長（藤 和雄君） 事務局長。

○事務局長（石井八仁君） この当組合につきましても、この運営につきましてもは各市町からの交付金、負担金で運営しておりますので、これが給与関係が残ったからといって、それを何に割り振るといものではなくて、翌年度の繰越金等に行いまして、その中で各市町そういうものがふえてくれば、各市町

の交付金等の増減で対応する予定でございます。

○2番(富塚忠雄君) 議長。

○議長(藤 和雄君) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄君) 要するに、貴重な職員の賃金をカットするわけですから、やっぱりそれなりに見返りのあるような施策を考えていくということが大切だろうというふうに思っているのです。今のところそういう施策も考えられないと。考えていないというふうなことでしょうけれども、しかし少なくとも自分たちのカットされた賃金がこうやってやっぱり生かされたということであれば、それなりにやっぱり職員の考え方も違ってくるのかなという感じはしますから、そういうことはやっぱり考えてもらったほうが私はいいいのかなというふうに思っていますから、これは要望して、終わります。

○議長(藤 和雄君) ほかに質疑はございませんか。

○7番(原 義明君) はい。

○議長(藤 和雄君) 原議員。

○7番(原 義明君) 7番の原でございますけれども、今いろいろ意見が出ているようですけれども、私はこの専決処分について、1号議案ですが、やはり今非常に日本経済、これは全世界の話でもそうなのですけれども、100年に1度というようなオーバーな話も出ている中で、非常に経済環境厳しい中で、民間は死に物狂いで企業努力しているわけございまして、そういう厳しい中に、そこに人事院勧告として、地方行政に対しての勧告があったのではなからうかなと思っております。

そんな中で、職員の方々にはたゆまぬ努力をして、事務事業に、むちを打って行動していただいている中に、0.2か月ということは大変な削減になるわけで、厳しさはありますけれども、やはり若干は、ここはやっぱり民間企業と多少合わせようかなということだろうと私はすんなり理解しております。ですから、今回の1号議案についてはやむを得ないのかなというふうに、大変な職員には気の毒な状況でございますけれども、私はそういう意味でちょっと申し上げさせていただきました。

○議長(藤 和雄君) ほかに質疑はございませんか。

○3番(桐生政広君) はい。

○議長(藤 和雄君) 桐生議員。

○3番(桐生政広君) 私、3号議案について要望だけしておきます。

私の考え方は、人事委員会の勧告の上でもない、下でもいけないと思っております。上でいけないというのは、要するに皆さんが働いて納めていただいた税金だからです。そして、下でもいけないというのは、いわゆる公務員については労働三権のうち二権を奪っておいて、そしてその代償として人事院、人事委員会が設置されて、民間との比較において公平であろうと私は思っておりますが、公平に判断をして勧告があるわけですから、それを遵守していく、これは当然のことだろうと思っております。

今佐倉市でも0.5か月の地域手当を前倒してカットしたわけですがけれども、今の厳しい状況で、これも本来ならば来年度からという勧告ですがけれども、そういった厳しい財政状況も加味すれば、これまたある程度はやむを得ないのかなと思わざるを得ないのです。ただ、そういう点で、どこか突出しては余り芳しくないのかなと、そんなふうにも思われますので、ひとつこれからは人事院勧告、人事委員会勧告を尊重する中で、そのあたり財政状況等も加味しながら考えていただきたいと要望しておきます。

○議長(藤 和雄君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

---

#### 討 論

○議長（蕨 和雄君） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄君） 討論なしと認めます。

---

#### 採 決

○議長（蕨 和雄君） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（蕨 和雄君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（蕨 和雄君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（蕨 和雄君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成21年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時48分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      蕨                      和      雄

議 員      富      塚      忠      雄

議 員      原                      義      明